

令和2年3月17日

お客様各位

福島県商工信用組合

休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について

当組合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間に最終異動日等があった預金等を令和3年3月18日※までに預金保険機構に納付します。当該納付の日において当該預金等に係る債権は消滅しますが、預金者等であった方は、福島県商工信用組合を通じて当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭の支払いを請求できます。

尚、本件に関する詳細は、お取り扱いの店舗までご照会ください。

以上

※法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

## 公告中断についての追加公告

### 1. 公告中断日時

令和2年3月17日（火曜日） 午前0時0分～午後13時24分まで

### 2. 公告中断理由

電子公告調査機関の調査ファイルとホームページ上の公告ファイルが不一致のため中断が発生しました。